

令和7年10月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 鈴木康 

令和7年（ネ）第1927号共通義務確認請求控訴事件（差戻し前の第1審・東京
地方裁判所平成31年（ワ）第11049号、差戻し前の控訴審・東京高等裁判所
令和3年（ネ）第2677号、差戻し前の上告審・最高裁判所令和4年（受）第1
041号、差戻し後の原審・東京地方裁判所令和6年（ワ）第8204号）

口頭弁論終結日 令和7年7月30日

判 決



控 訴 人

泉 忠 司

（以下「控訴人泉」という。）

同訴訟代理人弁護士

鈴 木 勝 博

福岡市中央区大名二丁目9番29号

控 訴 人

株式会社ONE MESSAGE

（以下「控訴人会社」という。）

同代表者代表取締役

松 本 敏 彦

同訴訟代理人弁護士

岸 秀 光

東京都千代田区六番町15番地

被 控 訴 人

特定非営利活動法人消費者機構日本

同 代 表 者 理 事

鈴 木 敦 士

同訴訟代理人弁護士

瀬 戸 和 宏

仲 居 康 雄

北 後 政 彦

安 藤 博 規

主 文

1 本件各控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 控訴人泉

(1) 原判決中控訴人泉に関する部分を取り消す。

(2) ア 本案前の申立て

被控訴人の控訴人泉に対する訴えをいずれも却下する。

イ 本案の申立て

被控訴人の控訴人泉に対する請求をいずれも棄却する。

2 控訴人会社

(1) 原判決中控訴人会社に関する部分を取り消す。

(2) 被控訴人の控訴人会社に対する請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、原判決の別紙「対象消費者目録」記載の各消費者（以下、併せて「本件各対象消費者」という。）に対する原判決の別紙「商品等目録」記載の各商品（以下、併せて「本件各商品」という。）の販売について、控訴人らにおいて虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして勧誘し、販売するなどした不法行為があると主張して、控訴人らに対し、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）に基づく共通義務確認の訴えとして、不法行為に基づく損害賠償として本件各対象消費者が支払った本件各商品の売買代金相当額並びに本件各対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の支払義務を負うことの確認（原判決の主文中第1項(1)、第2項(1)及び第3項(1)）を求めるとともに、これらの各金員に対する上記売買代金の支払日から各支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うことの確認（原判決の

主文中第1項(2)、第2項(2)及び第3項(2))を求めた事案である。

- 2 差戻し前の第1審は、被控訴人の本件訴えについて「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」(法3条4項)に当たると説示して、同項に基づいて本件訴えをいずれも却下し、差戻し前の控訴審も、同旨を説示して被控訴人の控訴を棄却したが、差戻し前の上告審は、差戻し前の控訴審の判断には同項の解釈適用を誤った違法があるとして、差戻し前の控訴審判決を破棄し、差戻し前の第1審判決を取り消して、本件を東京地方裁判所に差し戻した。

差戻し後の原審が被控訴人の請求をいずれも認容したところ、控訴人らがこれを不服として本件各控訴を提起した。

- 3 前提事実、争点及び当事者の主張は、後記第3の2において控訴人らの当審における主張を摘示するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があると判断する。その理由は、後記2において控訴人らの当審における主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決13頁15行目末尾を改行して「控訴人会社が説明していた本件システムの内容は次のようなものである。」を加えその末尾を改行し、19頁24行目の「みると、」の次に「控訴人会社の説明によれば、」を加え、20頁2行目の「ある(同)とはいえても」を「あったとしても(同)」と改め、24行目の「前記(3)のとおり、」の次に「本件システムはバイナリーオプション取引を内容とするものであり、たとえ長期的にみて仮想通貨の価値が上昇したとしても、そのことから確実に利益が出るとする根拠は見当たらない上、」を加える。

2 (1) 控訴人泉は、争点1 (多数性の有無) に関し、当審においても、権利行使を行う可能性の高い消費者が多数いることは立証されていないと主張する。

しかし、本件各商品の購入者数を踏まえて、本件各ウェブサイト以外では本件各商品が販売されておらず、本件ウェブサイト1が仮想通貨バイブル及びVIPクラスセットの購入を一般消費者に勧誘するために開設されたものであること等の事情を考慮するならば、本件各対象消費者が相当多数存在すると認めた原判決の説示は相当である (原判決第3の2 (1))。控訴人泉は、自身が主催するオンライン塾の塾生に対して本件各ウェブサイトを経ない購入方法を案内したと主張するが、控訴人の主張する購入方法の案内等の事実を裏付ける的確な証拠がないことは原判決の説示するとおりである上 (原判決第3の2 (2) ア)、本件各商品の購入者のうち多数の者が本件各ウェブサイトを経ずに本件各商品を購入したなど、本件各対象消費者が少数であることをうかがわせる具体的な事情を認めるに足りる証拠もない。また、本件各商品の購入者が現に苦情を申し立てていないというだけでは、本件各対象消費者が相当多数存在するという上記認定を左右するものではない上、実際に40人以上の本件各商品の購入者が控訴人会社らに対し損害賠償を求める訴訟を提起している (原判決第3の4 (4) ア) 一方、控訴人泉の主張を踏まえて本件各証拠を検討しても、本件各対象消費者のうち多数の者が請求権を放棄したなど、上記認定を覆すべき事情は見当たらない。

したがって、控訴人泉の主張を採用することはできない。

(2) 控訴人会社は、争点3 (控訴人らの勧誘の違法性の有無) に関し、ビットコインの価格は上昇しているから、仮想通貨バイブルの購入者がビットコインを保有していたならば利益を得ることができたなどと主張する。しかし、控訴人会社が当審において提出する証拠 (乙A20) によれば、令和7年4月17日当時のビットコインの取引に関し、17時09分時点の価格が12万1200円、24H最高値が122万3501円、24H最安値が

1183万9800円、7日最高値が1238万1904円、7日最安値が1132万5713円、30日最高値が1335万1308円、30日最安値が1080万円であったことが認められるところ、長期的に見て仮想通貨の価格が上昇した時期があったとしても、個別具体的な仮想通貨の取引に伴う一般的なリスクが直ちに失われるものではない。そして、仮想通貨バイブルの内容が仮想通貨を用いて稼ぎ得る手法の一般的な内容を紹介するものにとどまり、具体的な取引の時期や内容等を実践可能な形で教示するものではないことからすれば、仮想通貨バイブルについて、誰もが簡単、確実に多額の利益を得ることができるものとはいえないという原判決の説示は相当である（原判決第3の4(1)）。

控訴人会社は、VIPクラスセットやパルテノンコースは購入者に好評であった旨も主張しており、当審において、控訴人泉のバースデーパーティの写真等を提出する（乙A21～26）。しかし、仮想通貨バイブルの内容自体、仮想通貨を用いて稼ぎ得る手法の一般的な内容を紹介するにとどまり、具体的な取引の時期や内容等を実践可能な形で教示するものではなく、VIPクラスセットにおいて提供される特典の中にも、直ちに誰もが簡単、確実に多額の利益を得ることができるものというべき特典は見当たらないこと（原判決第3の4(2)）、パルテノンコースにおいて提供される本件システムも、その仕様はバイナリーオプション取引を内容とするというのであり、仮にAIを使用するトレーダーを含む任意のトレーダーと同様の取引を行うことが可能になるものであったとしても、それによって誰もが常に利益を挙げることができるものとはいえないことからすれば（原判決第3の4(3)）、本件各商品を購入した者の中に利益を得た者がおり、本件各商品に対して好意的な評価を示す者がいたとしても、本件における不法行為の成否を左右すべき事情とはいえない。

また、控訴人泉は、争点3（控訴人らの勧誘の違法性の有無）に関し、仮

想通貨の価格は上昇を続け、予想することもできなかった暗号通貨流出事件によりいったん下落したものの、その後は再び上昇しているなどと主張する。しかし、長期的に見て仮想通貨の価格が上昇し、本件各商品を購入した者の中に利益を得た者がいるとしても、本件における不法行為の成否が左右されないことは、上記のとおりである。

そのほか、控訴人らは、原判決に対する種々の不服を述べて、本件各商品が控訴人らの説明内容に沿うものであった旨を主張するが、控訴人らの説明や勧誘の内容に照らして検討するならば、本件各商品に係る説明や勧誘について、商品の内容について著しく事実と相違する表示をし、その性能を社会通念上許容される範囲を超えて著しく誇張して行われたものと認めた原判決の説示は相当である。控訴人らの主張を踏まえて本件各証拠を検討しても、本件の認定及び判断を覆すべきものは見当たらない。

したがって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

- 3 よって、被控訴人の請求をいずれも認容した原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官

吉田 徹

吉 田 徹

裁判官

森脇 江津子

森 脇 江 津 子

裁判官

高田公輝

高 田 公 輝



これは正本である。

令和7年10月22日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 鈴木 康 孝

